

日 銀 業 第 9 5 0 号  
平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日

担保差入金融機関等 御中

日 本 銀 行

「担保に関する細則」の一部改正に関する件

日本銀行では、今般、原子力損害賠償・廃炉等支援機構を政府等証書貸付債権の特別適格債務者（「担保に関する細則」に規定する「特別適格債務者」をいいます。）として選定したことに伴い、標題規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

## 「担保に関する細則」中一部改正

- [参考2]を横線のとおり改める。

## [参考2] 特別適格債務者一覧

## 特別適格債務者一覧

特別適格債務者	(注1)	(注2)	(注3)
	適用期間区別	適用期間	承諾書徴求免除
交付税及び譲与税配付金特別会計 ┆	}	略(不変)	
株式会社東日本大震災事業者再生 支援機構			
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	特定期間	平成29年12月1日以後	二

(注1) }  
┆ } 略(不変)  
(注4) }